

## 木造住宅密集市街地対策に係る新たな取組(延焼防止策)の検討状況

## 1 地震防災戦略の策定等

東日本大震災の教訓等を踏まえ、昨年度、本市防災計画を抜本的に見直すとともに、被害想定を軽減するための減災目標とその対策をまとめた「地震防災戦略」を策定しました。(資料2参照)

今回の被害想定では、大規模地震等における建物火災において、前回の被害想定とは異なり、延焼する可能性のある範囲をひとつの塊(延焼クラスター)としてグループ化し、火災の連担性に着目した手法を用いて、被害状況を算出しました。その結果、火災による焼失棟数、死者がこれまでの想定に比べ激増したものとなったため、地震防災戦略では「火災による被害の軽減」対策を重点施策のひとつとして位置づけました。

	被害想定	減災目標 (全体)	被害想定比
死者数	3,260人	1,630人 減	5割減
全壊焼失 建物棟数	112,000棟	56,000棟 減	5割減
避難者数	577,000人	230,800人 減	4割減

表1 地震防災戦略の減災目標

種別	被害項目	被害単位	元禄型 関東地震	平成16南関東地震 (大正型関東地震)
建物	損壊	全壊数計(棟)	34,669	71,814
		半壊数計(棟)	113,719	47,761
		合計(棟)※1	148,388	119,575
地震火災 (冬18時)	出火	炎上出火件数(件)	370	177
	延焼	焼失棟数(棟)	77,700	6,903
人	揺れ	死者(人)	1,695	3,440
		負傷者(人)	19,913	24,626
		重傷者(人)	2,438	1,766
	急傾斜崩壊	死者(人)	7	125
		負傷者(人)	9	62
		重傷者(人)	5	62
	火災延焼	死者(人)	1,548	88
		負傷者(人)	1,778	32
		重傷者(人)	499	9
	津波浸水	死者(人)	13	0
	合計※2	死者(人)	3,260	3,653
負傷者(人)		21,700	24,720	
重傷者(人)		2,940	1,837	
避難者	避難者(1日後、人)	577,000	508,294	
	避難者(28日後、人)	335,000	321,394	
	下段は避難所生活者 (218,000)			
帰宅困難者	人(平日正午)	455,000	439,372	

表2 前回被害想定結果との比較

## 2 これまでの木造住宅密集市街地対策の課題

### (1) 対象地域の拡大（資料3を参照）

防災上課題があるとして指定している、「いえ・みち まち改善事業」対象地域以外でも火災による被害が大きく想定される地域が広く存在しています。

### (2) 火災延焼に係る甚大な被害

火災による焼失棟数、死者がこれまでの想定に比べ激増したことから、地震防災戦略の目標年次までに減災目標を達成しうる成果を出すためには、これまでの木造住宅密集市街地対策の延長だけでは、十分な対応が望めません。



事業手法の転換と既存施策の抜本的な見直し・新施策の打ち出しが必要不可欠です。そこで、次年度以降の木造住宅密集市街地対策について、庁内PJを設置し、新たな方策の導入も含めて、検討しています。

## 3 今後の木造住宅密集市街地対策の考え方（案）

### (1) 総論

スピードアップの視点から、行政がまちづくりを先導する事業手法を積極的に導入することを前提とし、「燃えにくい・燃え広がらない」を実現する火災に強い都市空間の形成に資するハード施策で改善を図りながら、出火率の低減や初期消火力の向上等につながる各ソフト施策も同時並行で推進し、ハード・ソフトの両輪で対応します。

### (2) 対策地域の考え方

選択と集中の観点から、被害想定での延焼危険度等を踏まえ、甚大な被害が見込まれる地域に重点化して施策展開します。

## 4 施策メニュー（案）

延焼クラスターを分断する都市計画道路の早期整備や新たな防火規制の導入等、これまでにない取組も含め、検討を進めています。

### (1) 延焼遮断帯の形成

- ア 延焼クラスターを分断する都市計画道路の早期整備
- イ 既設都市計画道路の沿道不燃化

### (2) 延焼速度を遅らせる建築物の不燃化

対策を要する地域に対し、新たな防火規制等の規制誘導手法の導入と各種補助メニュー（住市総事業）を連動させ、老朽建築物の除却・不燃化（建替）の促進を図ります。

※新たな防火規制：都市計画で定める防火地域や準防火地域とは異なり、建築基準条例等に基づき、全ての建築物を準耐火建築物以上とする等の規制を掛けること。

### (3) 避難／消火迅速化の促進

出火率の低下や初期消火力の強化のため、感震ブレーカー（一定以上の揺れを感知した場合に電気を自動的に遮断する機具）や初期消火箱等の設置推進を図ります。合わせて、狭あい道路の拡幅整備、小広場の整備等も推進します。

### (4) その他

専門家派遣の充実など、地域における個別相談機能を強化します。

## 横浜市地震防災戦略（抜粋）

平成 25 年 4 月

横浜市

## Ⅱ 地震防災戦略の基本的事項

### 1 地震防災戦略の基本的事項

- (1) 対象地震 地震：元禄型関東地震  
津波：慶長型地震
- (2) 対象期間 平成 25 年度～平成 34 年度（10 年間）
- (3) 対策の選定と数値目標の設定

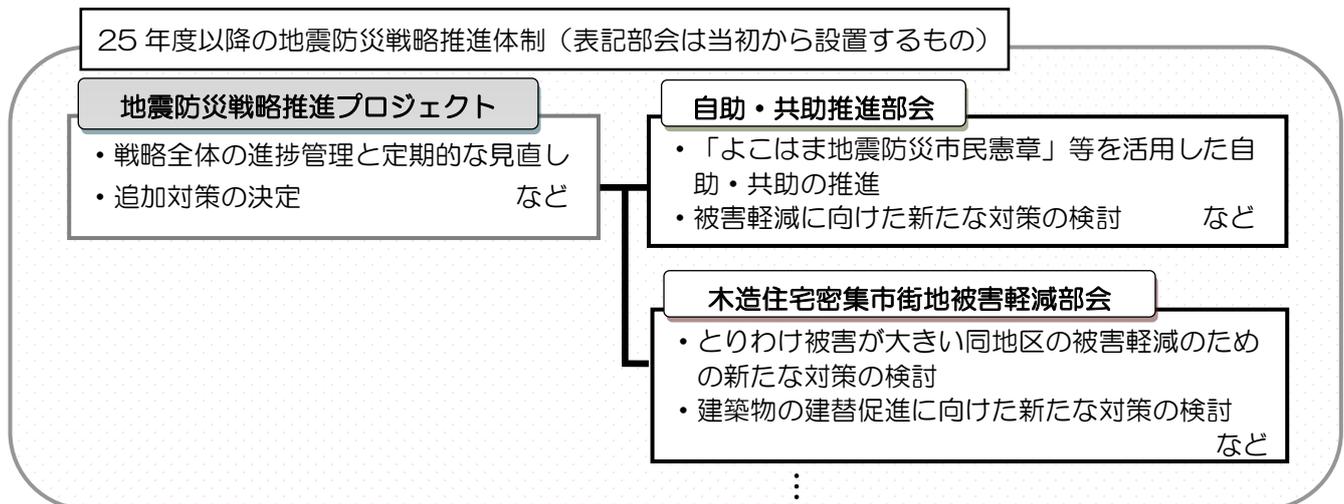
想定被害の発生原因を抽出し、それぞれの原因に対し減災効果の高い対策を重点的に推進することとします。また、対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定め、減災効果を求めることとします。

なお、数値目標の設定や減災効果の試算が困難な対策であっても、一定の効果が見込める対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとします。

### 2 定期的な見直しと推進組織

各施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 3 年ごとに見直しを実施します。見直しにあたっては、戦略推進プロジェクトにおいて年度ごとに目標の達成度を確認し、目標の修正や対策の追加など、必要に応じて修正を加えます。また、見直した結果については、おおむね 3 年ごとに地震防災戦略改訂版を作成し公表します。

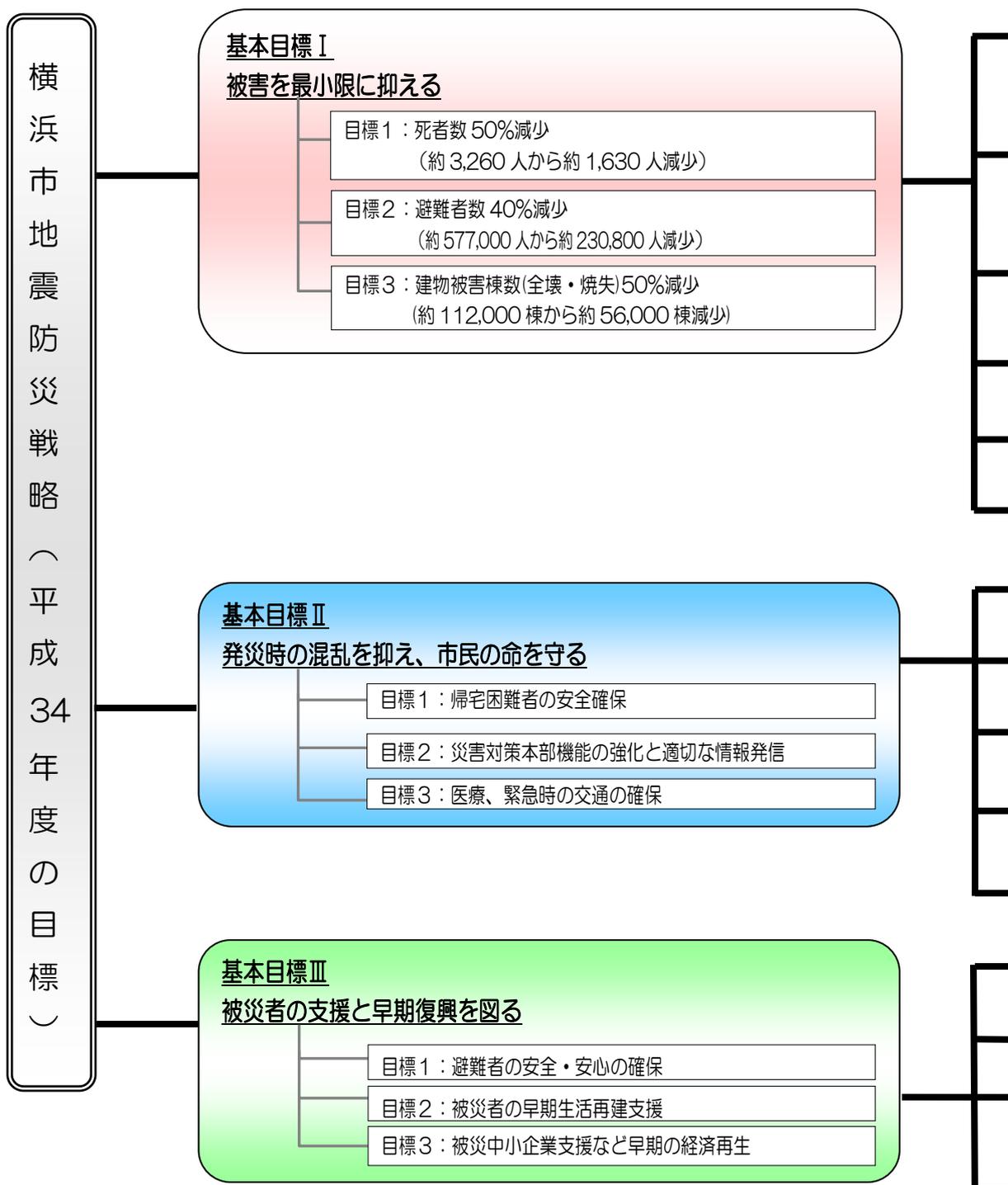
なお、減災目標の着実な進捗を図るため、戦略の進捗管理と追加対策を検討・決定するための戦略推進プロジェクトの基には、特に重点的に推進していく対策について検討する部会を設置します。



### 3 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、10年後の平成34年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定します。

なお、国や県などの地震防災戦略における死者数や避難者数等に関する目標に加え、基礎自治体である本市では「発災時の混乱を抑え、市民の皆様の命を守る」ことや、「被災者の支援と早期復興を図る」ことについても目標として定め、取組を進めていきます。



## 4 体系図～減災目標・施策・行動計画

### <重点施策>

- (1) 死者発生 の 主な原因である建物倒壊及び火災延焼の防止に重点的に取り組みます。
- (2) 被害軽減には自助・共助が欠かせないため、市民及び地域の防災力向上に取り組みます。
- (3) 救急、物資輸送を支える道路ネットワークの構築や、災害時医療体制の強化を図ります。
- (4) 避難生活が長期に亘った東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災拠点の充実・強化を進めます。



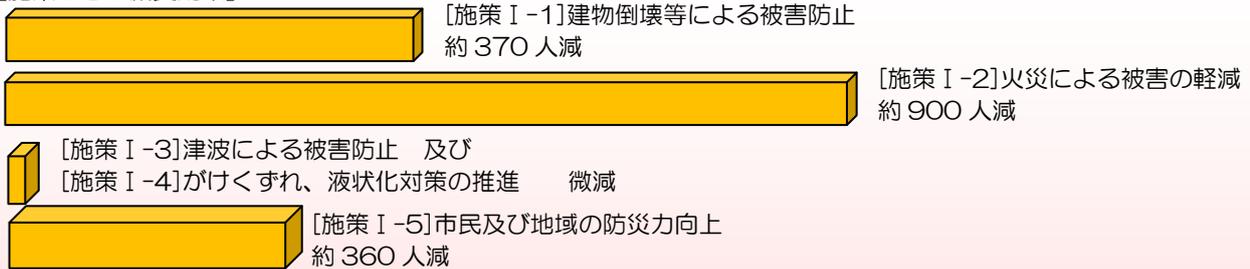
### Ⅲ 減災目標・施策・行動計画

#### 基本目標Ⅰ（減災目標）：被害を最小限に抑える

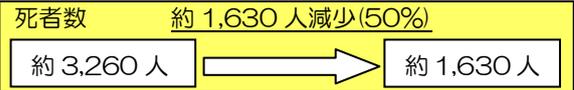
- ◆平成34年度を目標年次として、死者数、建物被害棟数の50%減少と避難者数の40%減少に向け、建物の耐震化を着実に進めるとともに、新たな被害想定で増加した火災被害の軽減に向けた取組を拡充します。
- ◆「よこはま地震防災市民憲章」に基づき、自助・共助の取組を拡充します。

##### 目標1：死者数50%減少

###### 【施策ごとの減災効果】

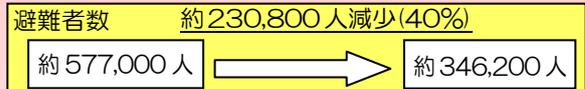


<参考> [慶長型地震による津波の死者数 約400人減]



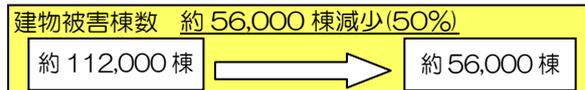
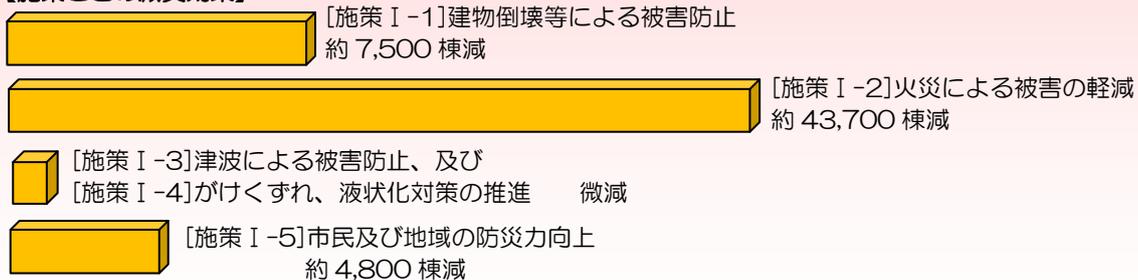
##### 目標2：避難者数40%減少

###### 【施策ごとの減災効果】



##### 目標3：建物被害棟数(全壊・焼失)50%減少

###### 【施策ごとの減災効果】



## 施策 I - 2 火災による被害の軽減（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

平成 24 年 10 月に公表した横浜市地震被害想定において、火災による死者 1548 人、焼失棟数約 77,700 棟と算出されました。

これを受け、木造住宅密集市街地など地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に、ハード対策（建物の不燃化や延焼遮断帯の形成など）とソフト対策（出火防止対策や初期消火対策など）の両輪で火災対策を推進します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 4】 火災に強い都市空間の形成

- ・いえ・みち まち改善事業によって、地域による防災まちづくり活動を支援するとともに、狭あい道路の拡幅整備、広場・公園整備、老朽建築物の建替促進等を実施し、災害に強いまちづくりを引き続き進めます。
- ・延焼被害が大きいと想定される地域について、道路・公園事業や市街地開発事業による再整備、防火・消火施策、空き家対策等の実施に向けて、検討を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■新たな木造住宅密集市街地対策の検討・実施（～平成 34 年度）</li> <li>■街区公園、近隣公園の整備（～平成 34 年度）</li> <li>■いえ・みち まち改善事業：広場等の整備面積 6,400 m<sup>2</sup>（～平成 25 年度）</li> <li>■地域の拠点となる駅周辺の再整備：8 地区（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅密集市街地等の対策検討調査（政策局）</li> <li>・狭あい道路の重点整備促進（建築局）</li> <li>・身近な公園の整備（環境創造局）</li> <li>・いえ・みち まち改善事業（都市整備局）</li> <li>・地域の拠点となる駅周辺の再整備（都市整備局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 【行動計画 5】 出火防止に向けた取組

- ・地震発生時に自動的に個別の住宅への電気供給を遮断する感震ブレーカーや、家具類の転倒防止器具の設置、また防災製品等への買い替えについて広く普及啓発すると共に、木造住宅密集市街地等への具体的支援を行うことで、出火率を低下させ火災被害の軽減を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■感震ブレーカーの設置率：0%→10%（～平成 34 年度）</li> <li>■家具の固定率：58%→75%（～平成 34 年度）《再掲》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感震ブレーカーの設置（総務局）</li> <li>・家具転倒防止対策助成事業（総務局）《再掲》</li> <li>・震災時出火防止意識啓発事業（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 6】地域の消火能力の向上

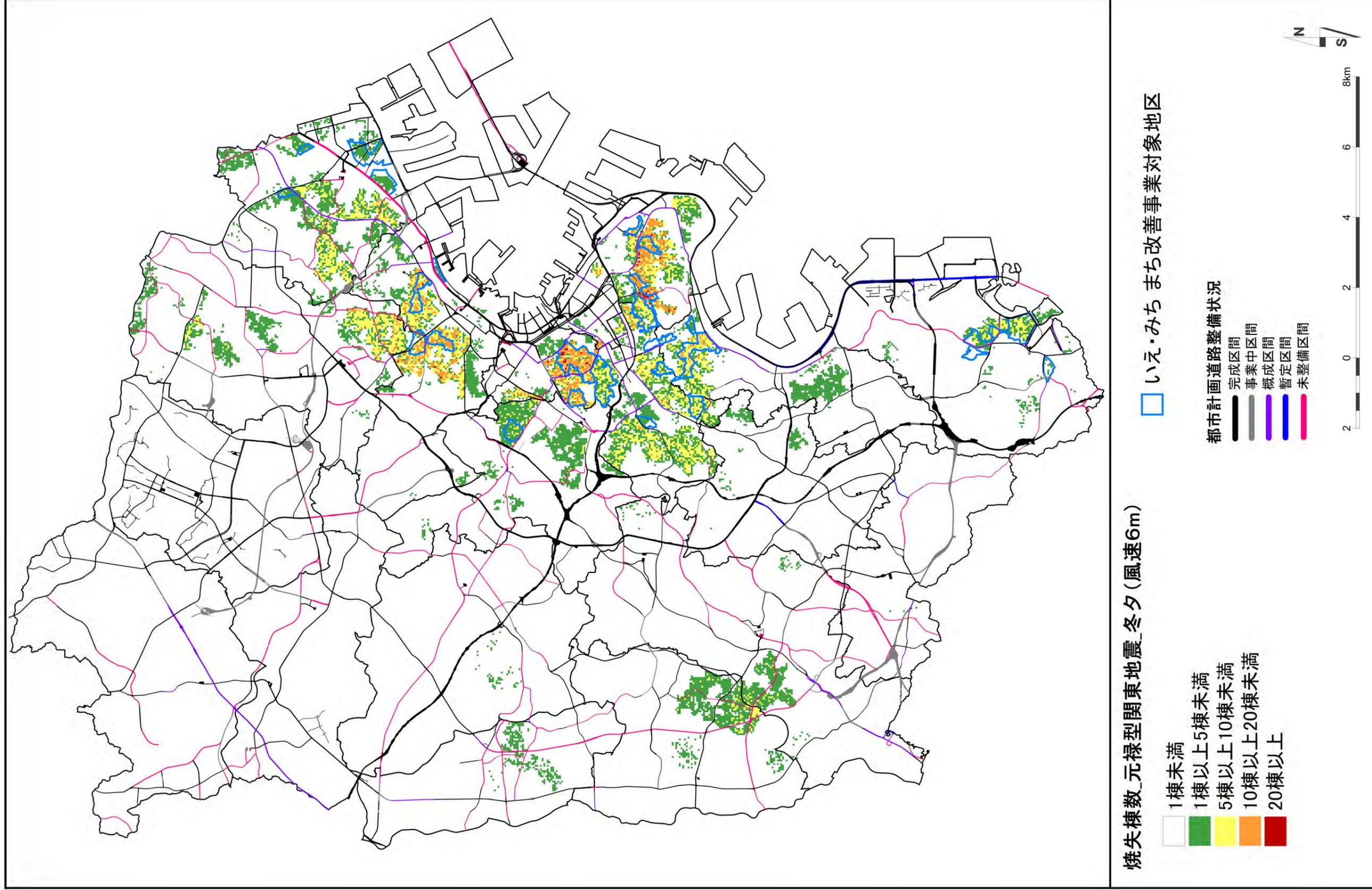
- ・ 370 件の炎上出火により、約 77,700 棟が焼失する被害を軽減するために、早期に地域住民が初期消火を実施できるよう初期消火器具及び軽可搬式ポンプの設置や、初期消火訓練の実施、風呂水の貯め置きなどの意識啓発を行い、住民の初期消火能力の向上を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初期消火箱設置補助：200 基（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火箱設置事業（消防局）</li> <li>・ 初期消火器具等設置普及事業（消防局・総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 7】公設消防力の向上

- ・ 木造住宅密集地域における延焼火災対策として、ミニ消防車を増強し、消防力の強化を図ります。
- ・ 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材、低水位ストレーナー及び防火水槽を整備します。
- ・ 消防団各班に配備している可搬式小型ポンプを順次更新・整備するとともに、ポンプ性能の向上について検討を行います。
- ・ 消防団の消火用資機材を強化整備し、小型ポンプ積載車 1 台あたりの放水能力の向上を図ります。
- ・ 消防団については、キャンペーン等の実施により、新入消防団員の募集を推進します。また、消防団員に対する震災時の役割や活動に係る教育を充実強化し、消防団員の震災対応能力の向上を図るとともに、地域への防災指導力の強化を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ミニ消防車が必要な消防署所への配備（～平成 27 年度）</li> <li>■ 遠距離送水用資機材配備：7 消防署（～平成 28 年度）</li> <li>■ 低水位ストレーナーの配備：鶴見水上消防出張所を除く 95 消防署所及び横浜市民防災センターへ各 1 基配備（～平成 28 年度）</li> <li>■ 救助用資機材の配置：全ての特別救助隊（18 隊）（～平成 28 年度）</li> <li>■ 可搬式小型ポンプの整備：270 台（～平成 34 年度）</li> <li>■ 消火用資機材配備：木造密集地域等を受け持つ消防団への消火用資機材の配備（～平成 28 年度）</li> <li>■ 消防団員の定数確保（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニ消防車の増車（消防局）</li> <li>・ 遠距離送水資機材の整備（消防局）</li> <li>・ 消防団の資機材整備（消防局）</li> <li>・ 防火水槽新設整備事業（消防局）</li> <li>・ 非常用消防自動車の確保（消防局）</li> <li>・ 消防団員の確保事業（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>



被害想定 焼失棟数(50mメッシュ)の図と「いえ・みち まち改善事業対象地区」、都市計画道路図を重ね合わせたものです。今後、対策地域や延焼遮断帯を形成する対象道路等を検討します。

## 5. 住宅市街地総合整備事業の区域変更の考え方

木密住宅密集市街地対策に係る新たな取り組みに対応するため住宅市街地総合整備事業の区域、事業内容、事業期間、事業費等を変更します。

現在				
整備地区	面積 (ha)	事業期間	事業費 (百万円)	重点整備地区
市場西中町地区	6.1	H20-H29	881.00	市場西中町地区
瀬田・小野町地区	148.4	H05-H29	2,601.70	鶴見②地区(密集型)
		H14-H29	518.00	鶴見小野駅周辺地区(拠点型)
浦島町・子安通地区	7.4	H23-H32	1,470.10	浦島町・子安通地区
東久保町地区	20.4	H20-H29	3,134.30	東久保町地区
西戸部町地区	18.2	H21-H30	2,802.63	西戸部町地区
本郷町3丁目地区	17.4	H21-H30	1,804.00	本郷町3丁目地区
三春台地区	22.7	H23-H32	340.00	三春台地区
唐沢・平楽・八幡町地区	40.23	H16-H25	966.00	唐沢・平楽・八幡町地区
滝頭・磯子地区	38.9	H20-H29	1,811.10	滝頭・磯子地区
金沢南部地区	47.6	H23-H32	1,469.00	金沢南部地区
計10地区				

※中村5丁目は今年度終了予定のため除く

H26.4～					
整備地区	面積 (ha)	事業期間	事業費 (百万円)	重点整備地区	種別
市域全域					変更
					新規
					新規
					新規
新規					
計20地区程度(新規地区含む) ※今後変更予定					



区域変更